

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：43601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26770217

研究課題名(和文)近代天皇制における行幸の政治的意義 昭和戦前期～敗戦直後の連続・断絶を中心に

研究課題名(英文)The political significance of the tours in a modern Imperial system after 1926

研究代表者

瀬畑 源 (SEBATA, HAJIME)

長野県短期大学・その他部局等・助教

研究者番号：10611618

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、昭和初期と戦後の天皇の行幸を比較し、連続あるいは断絶しているのかの分析を試みた。そのため、戦時体制以前の最後の大規模地方行幸となった北海道行幸(1936年)、紀元2600年の際の京都・奈良・伊勢行幸(1940年)及び伊勢神宮への極秘行幸(1942年)の三つの行幸の資料収集を行った。また、帝国議会の開院式と国会の開会式への天皇行幸を分析し、議会側が天皇行幸などの継続を望んだことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research focuses on the continuity or discontinuity of Emperor's politics in the end of Asia-Pacific War. So I drew a comparison between Emperor Hirohito's tours from 1926 to 1945 and those after 1945. I researched Emperor Hirohito's tours papers in Hokkaido 1936, in Kyoto, Nara and Ise 1940 and in Ise 1942 in the archives. I shed light on the Diet hoping his tour in the opening ceremony of the Diet after the operation of the new constitution continuously.

研究分野：日本史

キーワード：天皇制 日本現代史 昭和天皇 行幸

1. 研究開始当初の背景

2011年3月の東日本大震災の直後、明仁天皇は国民に向けてビデオメッセージを発し、さらに被災地への積極的な慰問(行幸)を皇后とともに現在でも繰り返し行っている。この姿は好意的にマスメディアで報じられ、各地で歓迎を受けた。明仁天皇は「皇居であるいは地方を訪問して国の様々な分野の状況を知り、また、各地で社会のために尽くしている人々に会い、心を寄せることは私の大切な務めとっております(1994年12月20日記者会見)と述べるように行幸への意欲が強く、病気や高齢によって公務の負担軽減を宮内庁長官などが勧めるなかでも、依然として行幸を数多くこなしている。明仁天皇は即位から15年で47都道府県のすべてを訪問するなど、行幸を象徴天皇制を支えるための欠かせないツールとして認識しており、これによって各地の草の根保守層の天皇制支持をより強固なものとしようとしている。

そもそも天皇の行幸は、戦前の天皇制支配を支える重要なツールと位置づけられていた。原武史は、明治期から敗戦前の天皇・皇太子の行幸啓を詳細に分析することによって、「近代日本では〔中略〕天皇や皇太子による行幸啓を全国レベルで繰り返し、支配の主体を訪問した地方の人々、狭義の政治から疎外されていた女性や外国人、学生生徒を含む人々に視覚的に意識させることを通して、彼らを「臣民」として認識させる戦略がほぼ一貫してとられていた」とし、その支配は「個別の天皇や皇太子の身体を媒介とする、視覚的で具体的なもの」(視覚的支配)であったと述べた(『可視化された帝国』みすず書房、2001年)。また、原は敗戦直後の昭和天皇の「戦後巡幸」(1946-54年)においても、戦前にあったような視覚的支配に伴う確固とした秩序や規制は見られないものの、「一方に支配する主体、他方に支配される客体という区別が緩和された形での、昭和初期の親閲式や奉迎会で見られた天皇と臣民の一体化の光景が再現したと解釈することもできよう」とし、視覚的支配が戦後にも残存していることを示唆している。

ただし、原は敗戦後の行幸については特に実証したわけではなく、また戦前の行幸についても、新聞記事と自治体史による分析に留まっており、政府や天皇・宮内省、各地方庁が行幸に対して持っていた政治的な思惑などは、必ずしも解明できていない。そこで応募者は、敗戦前後の天皇の行幸を、宮内庁書陵部宮内公文書館や地方自治体の公文書館などに所蔵されている行政文書などを元に比較し、戦前の行幸と戦後の行幸で政治的な役割がどの点で連続し、どの点で断絶しているのかを分析する。

天皇の行幸は現在でも天皇制を支える大きな役割を担っており、どのような政治的な効果があるのかを歴史的に検討することの意義は大きいと考える。

2. 研究の目的

近代以降の天皇行幸に関する研究は、その多くは明治天皇の「六大巡幸」(1872-85年)に研究が集中している(タカシ・フジタニ『天皇のページェント』日本放送出版協会、1994年など)。以後の時代については、若林正文などによる裕仁皇太子の台湾行啓(1923年)と植民地支配との関係の研究を除けば、前述の原武史の研究がほぼ唯一となっている。また、戦後の天皇行幸については、坂本孝治郎の研究が存在するが、朝日新聞の分析のみに終始しているため、巡幸報道の内容を天皇や宮内庁側の政策意図と同じものとして議論が組み立てられており、結果から論理が導きだされている(『象徴天皇制へのパフォーマンス』山川出版社、1989年)。また、戦前の行幸との比較もなされていないため、行幸のあり方がどのように変化したのかは解明されていない。

戦後の行幸は、思想・言論の自由が保証され、マスメディアにおける天皇の語り方も変化している以上、その政治的な意味は再編されているはずである。そこで研究代表者は、昭和天皇の「戦後巡幸」に着目し、天皇や宮内省、政府、行幸を報じたマスメディア、受け入れる側の地方自治体、天皇を迎えた民衆などの様々なアクターの思惑と受容のあり方を分析してきた。まずは、マスメディアの報道実態を研究し、連合国軍占領期の1951年までの行幸に限定して、県紙にあたる地方新聞(計45都府県)の悉皆調査によって資料を収集し、記事内容の量的分析によって、天皇報道の全国的な特徴を分析した。この研究によって、「象徴」という言葉は、巡幸中に国民と積極的に交流していく昭和天皇像や、昭和天皇が発したいわゆる「人間宣言」に基づいて、マスメディアが「人間」=「象徴」として報じていったことを明らかにした(拙稿「昭和天皇「戦後巡幸」における天皇報道の論理 地方新聞の報道を手がかりとして」、『同時代史研究』、同時代史学会、第3号、2010年12月、同「象徴天皇制の形成過程 宮内庁とマスメディアの関係を中心として」、博士論文、一橋大学大学院社会学研究科提出、2010年11月)。また、宮内庁や地方自治体の行政文書などを分析し、初期の巡幸は「戦災者への慰問」を主な目的としていたが、次第に「産業復興のための精神的支援」へと目的がシフトし、政府の思惑によって国民体育大会や全国植樹祭などの毎年各県持ち回りで行われる行事への行幸が定例化することになったことを明らかにした(「象徴天皇制における行幸 昭和天皇「戦後巡幸」論」、河西秀哉編『戦後史のなかの象徴天皇制』、吉田書店、2013年)。

研究代表者はこれらの研究を遂行する中で、戦前戦後の行幸における連続と断絶に疑問を持つようになった。戦後巡幸の資料には「戦前と変わった」という記述が散見される。

しかし、昭和初期の行幸を実証的に行った研究がほとんど無いため、何が連続し、何が断絶しているかは不明である。そこで、昭和初期の行幸と戦後の行幸との違いが何であったのかを比較検討する。

3. 研究の方法

まず、昭和初期の天皇行幸において、行幸の準備及び実行過程の解明を行う。特に、戦時体制以前の最後の大規模地方行幸となった北海道行幸(1936年)、紀元2600年の際の京都・奈良・伊勢行幸(1940年)及び伊勢神宮への極秘行幸(1942年)の三つの行幸を分析する。北海道行幸は、戦後巡幸初の長期宿泊を伴う行幸(愛知・岐阜行幸(1946年))の際に参考とされたものであり(北海道行幸の文書の複写物が綴じられている)、紀元2600年行幸は戦前に行われた行幸の中でも最大級の規模であり、伊勢極秘行幸は逆に最小規模で行われたものである。この異なる三つの行幸と戦後巡幸とを比較検討することで、現在の象徴天皇制下における行幸との連続性と断絶性を分析する。

この分析のため、宮内公文書館所蔵の『幸啓録』及び北海道立文書館、京都府総合資料館、奈良県立図書情報館、三重県総合博物館に所蔵されている天皇行幸資料の調査を行う。

4. 研究成果

(1) 資料調査

本研究は、具体的な分析対象として、北海道行幸(1936年)、紀元2600年の際の京都・奈良・伊勢行幸(1940年)及び伊勢神宮への極秘行幸(1942年)の三つの行幸を取り上げ、資料調査を実施した。

宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵『幸啓録』の調査

2011年4月に公文書管理法が施行されたことで、これまで個人情報保護のためにほとんどの部分の閲覧が不可能であった巡幸の報告書(宮内庁や警察が作成)が、一部の氏名を除き全て公開されている。

北海道行幸(1936年)の簿冊25冊、期限2600年行幸(1940年)の簿冊8冊、伊勢神宮極秘行幸(1942年)の簿冊7冊を閲覧し、デジタルカメラにて主要部を資料の撮影を行った。

地方自治体資料の調査

天皇行幸を受け入れる側の資料調査のため、以下の公文書館に所蔵されている史料調査を行った。

- a. 北海道立文書館(簿冊5冊)
- b. 京都府総合資料館(簿冊56冊)
- c. 奈良県立図書情報館(簿冊5冊)
- d. 三重県総合博物館(簿冊10冊)

関係資料の閲覧、デジタルカメラにて資料の撮影を行った。

巡幸記念誌の収集

対象とする3つの行幸のうち、北海道行幸においては、各地方機関や訪問先の企業などにおいて巡幸記念誌が刊行されている。

古書店で入手可能な巡幸記念誌を購入した上で、入手できなかったものについては、北海道立図書館および札幌市立中央図書館において閲覧し、必要箇所の複写を行った。

地方新聞における関連記事の収集

北海道立文書館および札幌市立中央図書館において、北海道行幸についての新聞記事を収集した。具体的には、『北海道新聞』や『北海タイムス』の各地方版などをマイクロフィルムにて閲覧し、必要部分を複写した。

また、国立国会図書館において、『大阪毎日新聞』などをマイクロフィルムにて閲覧し、必要部分を複写した。

(2) データ整理

(1)の成果をふまえ、訪問先の一覧表及び『幸啓録』の目次の目録化を行った。

(3) 成果発表

『昭和天皇実録』の分析

研究開始直後の2014年9月に、宮内庁が昭和天皇の生涯の公式記録である『昭和天皇実録』を公開した。そのため、昭和初期の行幸と戦後の行幸との違いを分析する前提として、『昭和天皇実録』がどのような資料であるのかを分析を行った。

宮内庁が作成した『昭和天皇実録』には膨大な典拠資料が列挙されている。これらは、宮内庁内や民間から集めた膨大なコレクションである。しかし、宮内庁の職員が作成した文書のうち、祭祀に関わるものなど、いくつかは「皇室文書」として天皇の私文書扱いをされている。敗戦直後の天皇制改革の中で、祭祀を司る掌典職が政教分離の関係で「非公務員」となり、作成文書は行政文書とされなくなった。また、情報公開法施行により、宮内庁は天皇の私生活に関わる文書を行政文書から外すことで、国民からの情報公開請求をかわそうとした。このままでは、『昭和天皇実録』の根拠資料の全てが公開されない可能性があるため、自発的に公開されることが望ましい(雑誌論文、図書)。

戦前・戦後の行幸の分析

戦前戦後の行幸における連続と断絶を考えるために、大日本帝国憲法下の帝国議会の開院式と日本国憲法下の国会の開会式への天皇行幸の比較を行った。

帝国議会は天皇の協賛機関であるため、開院式は天皇が主宰しており、議員に勅語を読むことが不可欠であった。現在の開会式は衆議院議長が主宰しており、天皇が開会式に出

席することは義務ではない。しかし、国民主権に変わったにも関わらず、議会側が天皇を開会式に行幸させることによって、国会の権威付けに寄与させようとした。そのため、帝国憲法下の行幸がそのまま継続して行われ、勅語の朗読も続けられることになった(学会発表)。

また、昭和天皇戦後巡幸については、長野県の事例に則して具体的な分析を行った(学会発表)。この成果については、2017年度内に論文として発表する予定である。

その他

『岩波講座日本歴史』において、象徴天皇制の定着過程についての分析を行った。

敗戦後、米国は天皇を円滑な占領統治に利用するため、戦前に持っていた政治権力を剥奪して「象徴」とし、国家神道との繋がりを断ち、経済的基盤となる皇室財産を解体した。また、政府から独立していた宮内省を、宮内庁へと改組して内閣に従属する機関とした。そのため、のちの自民党長期政権の下で政治的に利用されることも多かった。昭和天皇は敗戦直後から全国を巡幸し、新たな大衆化した天皇像を国民に植えつけ、メディアもそれを歓迎した。1960年代以後、政府が改憲を諦めたことや右翼によるテロ事件などの影響で、次第に天皇制について議論は低調となり、「象徴」という曖昧な概念がそのまま定着した(図書)。

また、明仁天皇が象徴天皇制をどのように理解し、行動していたのかの分析を行った(学会発表)。2017年7月に岩波書店から出版される共著書に、論文が収録される予定である。

(4) 今後の課題

本来ならば、(1)(2)を踏まえた上で、戦前・戦後の行幸を比較する予定であったが、収集した資料の量が想定以上に多かったため、整理を行うに留まった。今回収集した資料を元に、2017年度内に著書を執筆する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

瀬畑源、『昭和天皇実録』の公開に情報公開法はどう関連したか?、別冊歴史 REAL 昭和天皇、査読無、2015年、132-137

[学会発表](計4件)

瀬畑源、明仁天皇論 近代君主制と「伝統」のはざままで、象徴天皇制研究会、2017年3月11日、岩波書店会議室(東京都千代田区)

瀬畑源、国会開会式と天皇 帝国憲法と日

本国憲法の連続性、同時代史学会、2016年12月3日、首都大学東京南大沢キャンパス(東京都八王子市)(査読有)

瀬畑源、象徴天皇制と行幸 昭和天皇長野県行幸(1947年)を例として、2016年11月26日、信大史学会、あがたの森文化会館(長野県松本市)

瀬畑源、昭和天皇「戦後巡幸」 長野県行幸(1947年)を例として、長野県近代史研究会秋季例会、2014年11月15日、長野市南千歳公民館(長野県長野市)

[図書](計2件)

瀬畑源、公文書と『昭和天皇実録』、「昭和天皇実録」講義 生涯と時代を読み解く(古川隆久編)、吉川弘文館、2015年、184-198

瀬畑源、象徴天皇制の形成と展開、岩波講座日本歴史・第18巻近現代4(大津透・桜井英治・藤井謙治・吉田裕・李成市編)、岩波書店、2015年、257-288

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀬畑 源 (SEBATA, HAJIME)

長野県短期大学・多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻・助教

研究者番号: 10611618